

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。大野忠司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推2番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、6月22日に吉田勝紀委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字下直竹字堂山地内にある畑1筆、面積1,157㎡でございます。</p> <p>農地の現況は保全管理されております。</p> <p>譲受人は農業経営の拡大のために申請されるということです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではジャガイモ、ネギ、サツマイモなどの露地野菜および果樹を作付けすることです。</p> <p>また、通作については自宅から車で3分のところにありますので特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、大野忠司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は現在、市内の戸建住宅に家族3人で居住しています。</p>

譲受人の農作業の経験については、30年以上の経験があります。
譲受人からは今回、ジャガイモ、ネギ、サツマイモなどの露地野菜および果樹の作付け計画が提出されております。
また、通作に関してですが、自宅から車で3分のところですので、問題はありません。
こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。
申請年月日は、令和5年6月5日、同日農業委員会受付となっています。
次に、審査基準のうち該当する5つについてご説明します。
1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。
2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機2台を所有しております。
3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。
4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。
5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。
補足説明は以上です。

議長

私も同行して調査しましたが、大野忠司推進委員の説明のとおりでした。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。
担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審議いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員の的板徳市推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推8番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、6月22日に大河原佐智子委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字飯能字松井戸岸地内にある畑2筆250.1㎡です。</p> <p>農地の現況ですが、保全管理されております。</p> <p>周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。</p> <p>以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については的板徳市推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在、さいたま市に所有するマンションに妻と子の3人で生活しております。</p> <p>申請人は今年に入り子どもが生まれ、現在のマンションでは手狭となり、十分な広さの住宅が必要な状況となっております。また、以前から夫婦ともに希望していた一戸建ての住宅を建て生活をしたいという考えもあり、建築に適した土地を探しておりました。</p> <p>将来的に申請人の両親に介護の必要が生じて面倒を見なければならなくなった際にも、出来るだけ両親の住宅の近くで介護の対応が可能な土地であることが必要であり、適地を探しましたが条件が合わず見つかりませんでした。</p> <p>そこで、申請人の両親に相談をしたところ、両親が居住する住宅の隣接地に父が所有する農地があり、建築するための関連諸法の許可を得られる土地であることから貸与できることとなり、この度申請をするものです。</p> <p>申請年月日は、令和5年6月5日、同日農業委員会受付となっております。</p>

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する」と判断でき、第3種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して建築費に対し、全額融資にて対応するとのことと関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた大河原佐智子委員、何かございいますか。

7番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございいますか。

3番

貸渡人と借受人との関係を教えてください。

事務局

親子です。

3番

用途が分家住宅ということですが、貸渡人、借受人とも市外の住所になっておりますが、今回の申請で分家住宅を建てられるのですか。

事務局	開発行為許可申請上の要件を満たしていますので問題ありません。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。 整理番号1番の方は、1筆が新規での利用権設定で1筆が利用権の設定の更新になります。 経営作物は、主に大豆、麦、野菜等の様々な品種の野菜を作付けしております。 販路としては、有機栽培による野菜のセット販売を行っています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。 次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。 また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。 以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。 説明は以上です。
議長	それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

3 番	整理番号 1 番の方は、一人で農作業に従事しているのでしょうか。
事務局	基本的には、一人で農作業に従事しています。自身の子が大きくなってきたので、週に 1 日程度ですが妻が手伝ってくれるとのこと。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、報告第 1 号農地法第 4 条の規定による農地転用届出及び、報告第 2 号農地法第 5 条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。
	【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。
	【付議案件 4 「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和 5 年 6 月飯能市農業委員会総会を閉会します。